

【エクアドル経済:2011年7月】

1. 国内経済

(1) 経済予測指標 2011~15年

25日、経済政策調整省は国内経済の中期的な政府見通しとして「経済予測指標 2011~15年」を発表した。

1. 実体経済		11年	12年	13年	14年	15年
消費者物価指数	(%)	4.13	3.93	3.79	3.67	3.57
実質 GDP	(百万ドル)	65,145	70,996	78,196	83,195	88,725
石油関連 実質 GDP	(百万ドル)	11,580	11,373	13,029	13,601	13,073
非石油関連 実質 GDP	(百万ドル)	53,566	59,623	65,168	70,314	75,652
実質 GDP 成長率	(%)	5.24	4.20	4.88	3.91	3.02
石油関連 実質 GDP 成長率	(%)	5.43	5.18	4.65	3.95	3.93
非石油関連 実質 GDP 成長率	(%)	4.83	-2.83	6.58	3.61	-3.38
デフレーター	(%)	6.77	4.59	5.01	3.28	2.63

2. 石油部門		11年	12年	13年	14年	15年
原油輸出価格	(ドル/バレル)	89.8	93.1	94.7	96.1	96.1
原油総生産量	(百万バレル)	182	188	204	201	191
原油輸出量	(百万バレル)	123	137	154	142	131
石油製品輸出入量	(百万バレル)	10.8	3.9	2.5	5.9	9.5
石油製品輸入量	(百万バレル)	39.2	47.7	50.5	50.5	54.8
石油製品輸入価格(FOB)	(百万ドル)	97.2	101.8	104.8	106.0	106.7

3. 対外部門		11年	12年	13年	14年	15年
貿易収支	(百万ドル)	-1,062	-1,325	-747	-1,155	-1,323
石油関連 貿易収支	(百万ドル)	7,759	8,085	9,415	8,695	7,622
非石油関連 貿易収支	(百万ドル)	-8,821	-9,410	-10,161	-9,849	-8,945
原油輸出(FOB)	(百万ドル)	11,090	12,808	14,674	13,658	12,659
石油製品輸出(FOB)	(百万ドル)	892	331	227	534	849
非石油関連輸出(FOB)	(百万ドル)	8,419	9,212	10,181	12,336	15,171
石油製品輸入(FOB)	(百万ドル)	4,223	5,054	5,486	5,497	5,886
非石油関連輸入(FOB)	(百万ドル)	17,240	18,622	20,342	22,185	24,115

2. 対外経済

(1) 対日関係

18日、政府は官報第493号を以て、放射線による人体被害を考慮すべく、日本からの農畜産品の輸入制限措置を以下の通り施行した。

- ・第1条: 福島原発事故による放射線汚染で日本が直面する状況に於いて、人的健康リスクを考慮すべく日本からの農畜産品並びに副産品の輸入要件を定める。
- ・第2条: 今般措置は人的健康リスクを考慮すべく日本からの全ての農畜産品並びに副産品に適用される。2011年3月28日までに日本から出荷された産品、並びに3月11日以前に収穫処理された産品には右措置は適用されない。

- ・第 3 条:日本からの農畜産品及び副産品の輸入に際し、以下の日本管轄当局(注:厚生省)の証明書、輸出業者の申告書を添付しなければならない。
 - －日本からの農畜産品及び副産品が 11 年 3 月 11 日以前に収穫処理されていることを示す。
 - －日本からの農畜産品及び副産品が福島・群馬・茨城・栃木・宮城・山形・新潟・長野・山梨・埼玉・東京・千葉と異なる出荷県を示す。
 - －日本からの農畜産品及び副産品が福島・群馬・茨城・栃木・宮城・山形・新潟・長野・山梨・埼玉・東京・千葉の場合には、放射線量が含まれていないことを証明しなければならない。ヨウ素－131、セシウム－134・137、アメリカシウム－241 につき、CODEX STAN193-1995 で定められている上限値を超えないことを示す。
- ・第 4 条:第 3 条の要件を満たす農畜産品及び副産品について、放射線量に関する分析データ、日本管轄当局(厚生省)による証明書を添えなければならない。
- ・第 5 条:日本からの農畜産品及び副産品の輸入業者もしくは代表者は第 3 条に準ずる製品の到着前に、少なくとも労働日二日前までに検疫機関 AGROCALIDAD に通達しなければならない。
- ・第 6 条:検疫機関 AGROCALIDAD の役人が製品到着全ての証明及び文書管理を実施し、ヨウ素－131、セシウム－134・137、アメリカシウム－241 の検知分析も行う。
- ・第 7 条:輸入産品はアメリカシウムが含まれていないか検知結果が整うまで、最大労働日 15 日間、公的コントロールの下におかれる。
- ・第 8 条:CODEX STAN193-1995 で定められている上限値を超える場合、製品の入荷は認められない。安全な方法で処理されるか、出荷国に戻される。
- ・第 9 条:言及する産品を輸入する業者は今般措置で定められた公的コントロールに生じる費用を全て負担する。
- ・第 10 条:今般措置の実施は AGROCALIDAD の食品無害課が担当する。
- ・第 11 条:今般措置は官報の掲載に関係なく公布する。

(2)対中関係

1 日、カルボピニヤ(Marco Calvopina)国営エクアドル石油公社(Petroecuador)総裁は、「当国は 6 年(2017 年 7 月まで)かけて、ナポ産とオリエンテ産の原油総量 1 億 3 千万バレル及び燃料油総量 1800 万バレルを中国に直接売却する予定である。原油売却価格は WTI 先物価格に準ずる。今般の原油取引は先般取り交わした総額 20 億ドルの新規融資と関係するものの、融資の担保でも、返済の一部でもない。」と語った。

(3)対ブラジル関係

14 日、パストル非再生天然資源大臣はラ米エネルギー機構(OLADE)の第一セミナーで、去る 11 月の石油契約を改定しなかったペトロブラス(伯)との(補償金)交渉につき、「今年中に交渉を終えたい。これは複雑な問題であり、徴税や労働の問題が絡むものである。しかし、徴税や労働の問題は余り重要でないと考えている。交渉の主要点は精算資産の査定にある」と述べた。

15 日、パトリオタ(Antonio de Aguilar Patriota)伯外相がエクアドルを訪問し、「両国関係は決して秘密のことはない。この 3~4 ヶ月は関係改善の時機ではなかったが、双方の相違を乗り越え、且つ協力分野を拡大すると両国大統領による確約が存在する。その中で伯政府はエクアドル産バナナの輸入障壁を下げ、マラクヤ、エビ、マグロ、ジャガイモ、コショウ、トマト、マンゴ、タマネギ、ブドウなどの輸入禁止を撤回する。」と語った。